

## あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あわら市空き家情報バンク実施要綱（平成19年あわら市告示第40号。以下「実施要綱」という。）に基づくあわら市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録を促進することを目的として交付する空き家情報バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家で、利活用が可能な状態のものをいう。
- (2) 所有者等 実施要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、新たに空き家バンクに登録した空き家（以下「登録物件」という。）の所有者等であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 継続して2年以上空き家バンクに登録する旨の誓約をした者であること。
- (2) 登録物件の所有者等が個人又は非営利組織等であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、登録物件1件につき2万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家バンクに登録を完了した日から3月以内に、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付は、奨励金の対象となった空き家1件につき1回までとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは奨励金の交付決定及び額の確定を行い、不相当と認めたとき

はその申請を却下し、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条に規定する交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて奨励金の返還を請求することができる。

- (1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。
- (2) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付申請書

あわら市空き家情報バンク登録奨励金の交付を受けたいので、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

空き家所在地	あわら市
登録番号	登録番号 ー
登録日	年 月 日
交付申請額	円

添付書類

- (1)誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2)その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

あわら市空き家情報バンク登録奨励金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 空き家情報バンクに登録した空き家について、継続して2年以上登録します。
- (3) あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第8条の規定により奨励金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

2 同意事項

- (1) あわら市空き家情報バンク登録奨励金の適正な執行に必要な範囲内で、市長が納税状況等を閲覧することに同意します。
- (2) 市長が報告及び調査等を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名



あわら市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定及び確定のあったあわら市空き家情報バンク登録奨励金を次のとおり交付されるようあわら市空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 協同組合 支店
口座番号	(普通・当座) 口座番号：
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 預金通帳の写しを添付すること。
- 2 ゆうちょ銀行への振込みの場合は、振込み専用口座を記入すること。

様式第5号（第8条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定のあったあわら市空き家情報バンク登録奨励金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、あわら市空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日

5 備考

- (1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。